

# 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱い

## 1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、令和6年4月1日に施行となった。

石川県で関係する改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパー・マーケット」の分類項目の新設、名称変更による「、」（カンマ）の「、」（読点）への修正等の設定などとなっている。

石川地方最低賃金審議会事務局

## 2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在、全国で設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「糖類製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパー」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「、」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

### ＜旧産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名
09	095		食料品製造業
			糖類製造業
56	561	5611	各種商品小売業
			百貨店、総合スーパー
58	569	5699	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
			飲食料品小売業
60	589	5891	コンビニエンスストア
			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
			ホームセンター



### ＜新産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09	095		食料品製造業	
			砂糖・でんぶん糖類製造業	名称変更
56	561	5611	各種商品小売業	
			百貨店	「百貨店、総合スーパー」 を分割して新設
	562	5621	総合スーパー・マーケット	
			コンビニエンスストア	移動
	563	5631	ドラッグストア	移動
			ホームセンター	移動
	565	5651	均一価格店	新設
			その他の各種商品小売業	名称変更

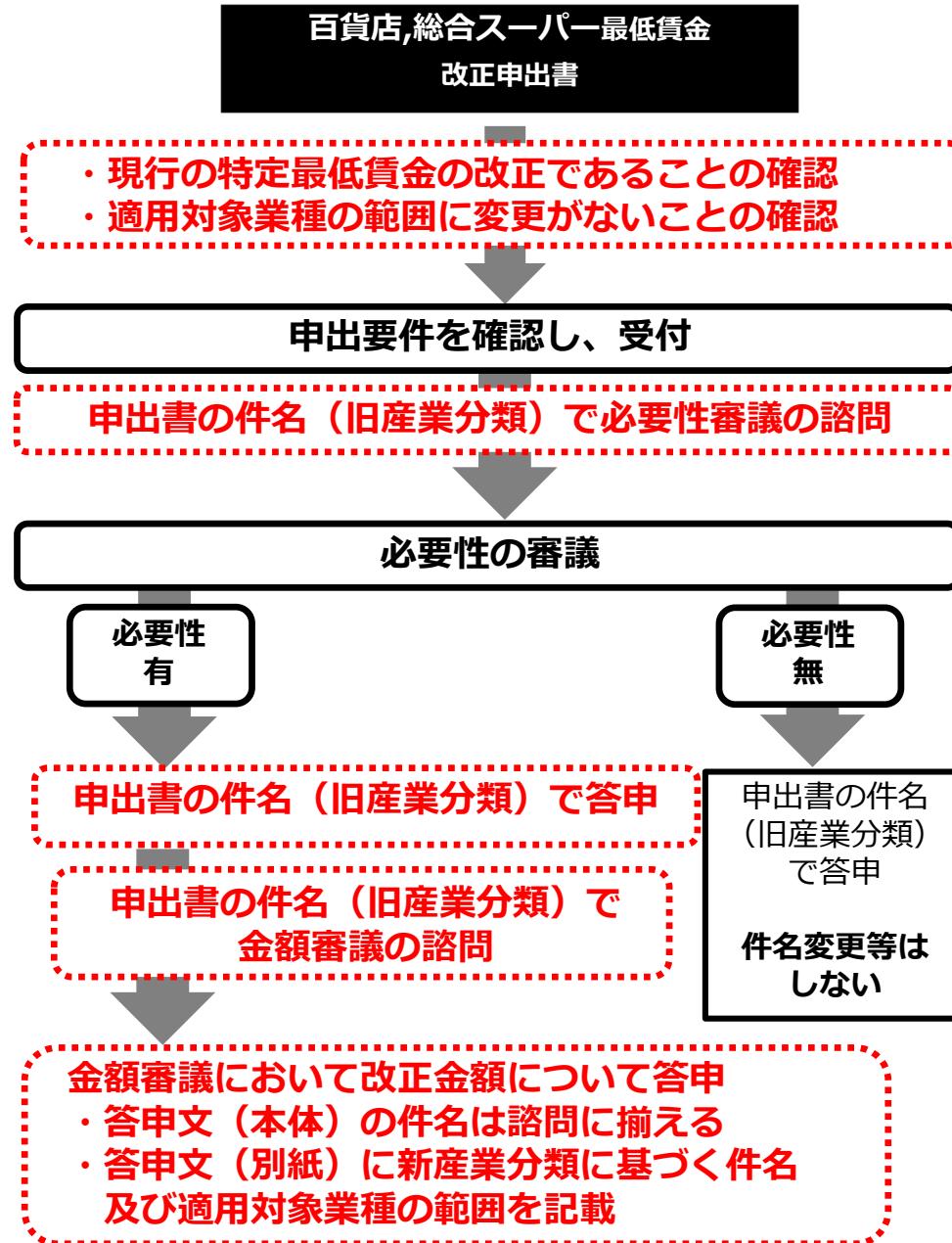
## 3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認すること。
- 適用対象業種の範囲を変更するものではない場合は改正と取り扱い、適用対象業種の範囲に変更が生じる場合は新設として取り扱うこと。この場合、改正と新設とで申出の要件が異なることに留意すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

# 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



## 答申文のイメージ

### ＜答申文（本体）＞

件名は諮問に揃える

●●労働局長

●●地方最低賃金審議会長

●●県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）

（以下、略）

### ＜答申文（別紙）＞

新産業分類に基づく  
件名を記載

新産業分類に基づく  
適用対象業種の範囲を記載

（別紙）

●●県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1 (略)

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者

4～6 (略)